

仙台市予防接種健康被害検討委員会設置要綱

(平成16年11月4日市長決裁)

仙台市予防接種事故対策委員会設置要綱（昭和45年10月1日施行）の全部を改正する。

(設置)

第1条 予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定に基づく予防接種による健康被害の救済措置の適正かつ円滑な処理を行うため、仙台市予防接種健康被害検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、予防接種による健康被害の発生により救済措置の給付の請求がなされた場合の当該被害について医学的な見地からの検討を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 予防接種等に関する専門の医師
- (2) 仙台市医師会の会員
- (3) 保健所等関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議

長の決するところによる。

- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉局保健所予防企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則（平成16年11月4日改正）

この要綱は、平成16年11月4日から実施する。

附則（平成22年4月1日改正）

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附則（平成27年3月31日改正）

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附則（令和3年4月1日改正）

この改正は、令和3年4月1日から実施する。

附則（令和6年3月28日改正）

この改正は、令和6年4月1日から実施する。